

## 広島市要介護認定等情報提供制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、要介護者の心身の状況に応じた最適な介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため、要介護認定に関連する資料を、被保険者本人（以下「本人」という。）、家族その他の関係者に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (提供目的)

第2条 前条に定める「介護サービス計画の作成等」とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (5) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定
- (6) その他第1号～第5号に類する目的

### (提供対象資料)

第3条 要介護認定等情報の提供は、次に掲げる資料の閲覧及び写しの交付により行うものとする。ただし、第3号の資料については、当該意見書を作成した主治の医師の同意がある場合に限り提供の対象とする。

- (1) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）
- (2) 判定結果
- (3) 主治医意見書

### (提供対象者)

第4条 前条による資料の提供は、次の各号に掲げる者からの申出に基づいて行うものとする。

- (1) 本人
- (2) 本人の家族（配偶者又は三親等以内の親族に限る。）
- (3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者
- (4) 本人と居宅サービスの提供に係る契約を締結している指定特定施設入居者生活介護事業者
- (5) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (6) 本人と地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (7) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者又は指定介護予防支援事業者から当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (8) 本人と介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結している地域包括支援センター設置者又は地域包括支援センター設置者から当該介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (9) 本人と介護予防サービスの提供に係る契約を締結している指定介護予防特定施設入居者生活介護事

業者

- (10) 本人と地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約をしている指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
- (11) 成年被後見人の法定代理人

(申請の手続)

第5条 前条による申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、要介護認定等資料提供申出書(本人同意書)(別記様式。以下単に「申出書」という。)の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、本人同意欄に申出者との続柄を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。

- 2 申出者は、前項の記載を行い本人の署名を受けた申出書を、本人が住所を有する区の福祉課長に提出しなければならない。
- 3 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものを提示しなければならない。

(資料の提供)

第6条 前条による申出を受けた福祉課長は、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧させ、又は写しを交付するものとする。

- 2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。
- 3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、広島市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。
- 4 資料の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、無料とする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第7条 本要綱に基づいて資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと、又は親族情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせたり若しくは提供しないこと。
- (3) 資料の提供を受けた第4条第3号、第4号又は第5号に規定する者の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等介護保険事業の適切な運営以外の目的で複製しないこと。
- (5) 資料の提供を受けた者は、提供を受けた資料の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (6) 本人と居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複製したも

のを含む。)を本人に提供するか又は責任を持って廃棄すること。

(7) 本人又は本市から提供資料の提示又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 本要綱に基づいて資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、それ以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、情報提供制度の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。